

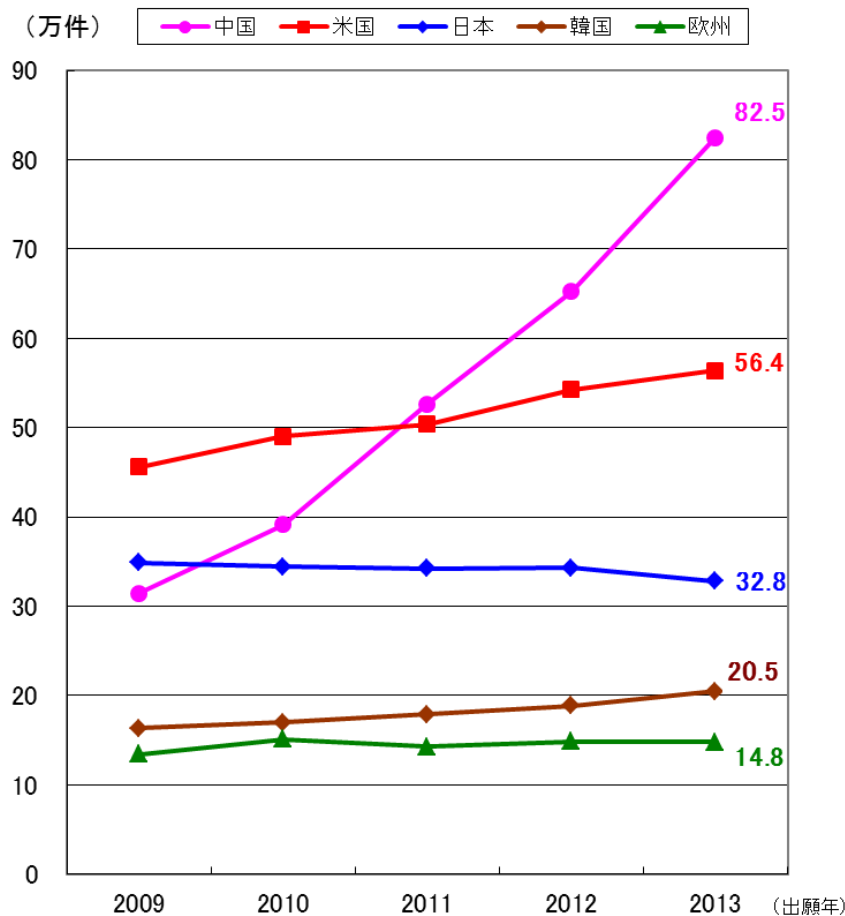
# 「世界最速・最高品質の特許審査」の 実現に向けて

2014年4月23日  
特許庁

# 特許出願の動向

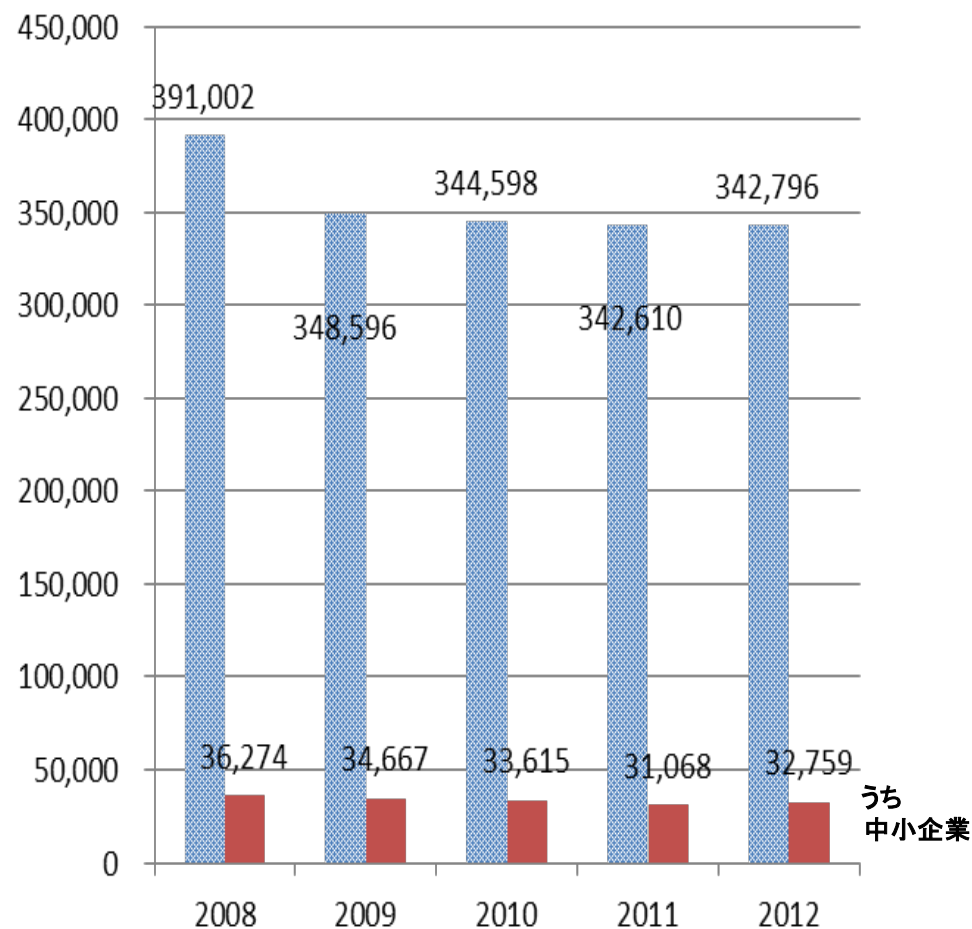
- 中国における近年の特許出願件数は急増。2011年には米国を上回って「世界一」に。
- 我が国における出願件数は微減傾向。このうち、中小企業による出願件数には微増の兆候あり。

## 【日米欧中韓における特許出願】



(出典)特許庁調べ

## 【日本における特許出願】

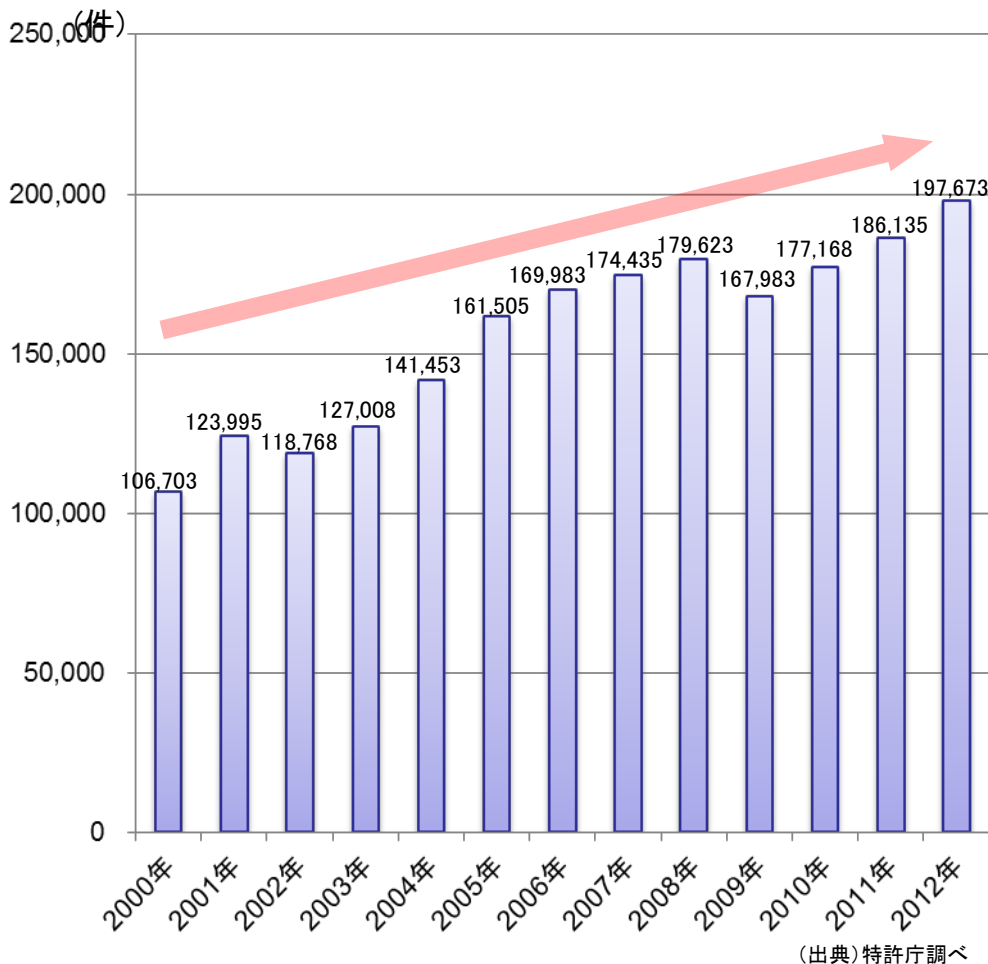


(出典)特許庁調べ

# 我が国企業の海外出願の動向

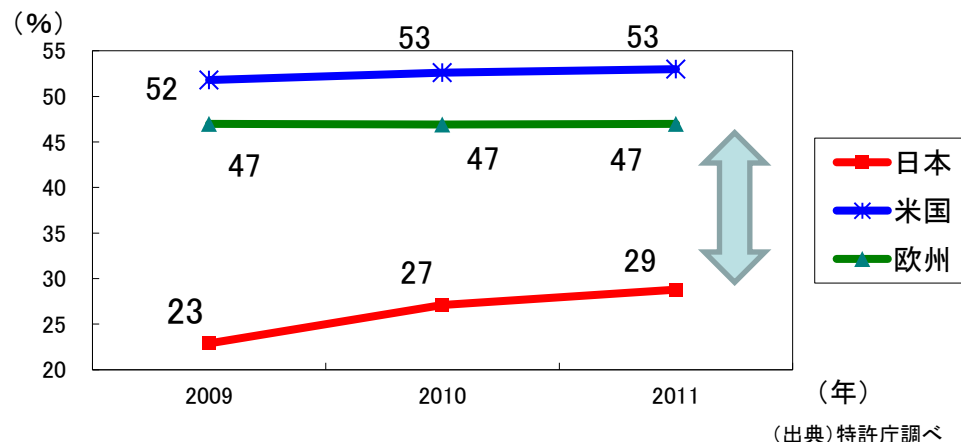
- 市場の拡大、制度の調和等も背景に、我が国企業の海外への特許出願件数は着実に増加。
- ただし、欧米企業と比較すると、我が国企業については、自国出願の割合が高い状況。

## 【日本企業の海外特許出願】 2012年は2000年の約2倍

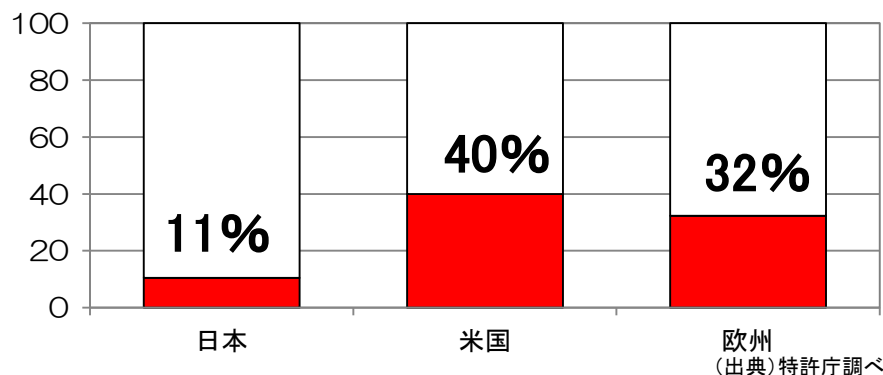


## 【日米欧企業の海外出願率】

(自国かつ海外への出願の総件数/自国への出願の総件数)

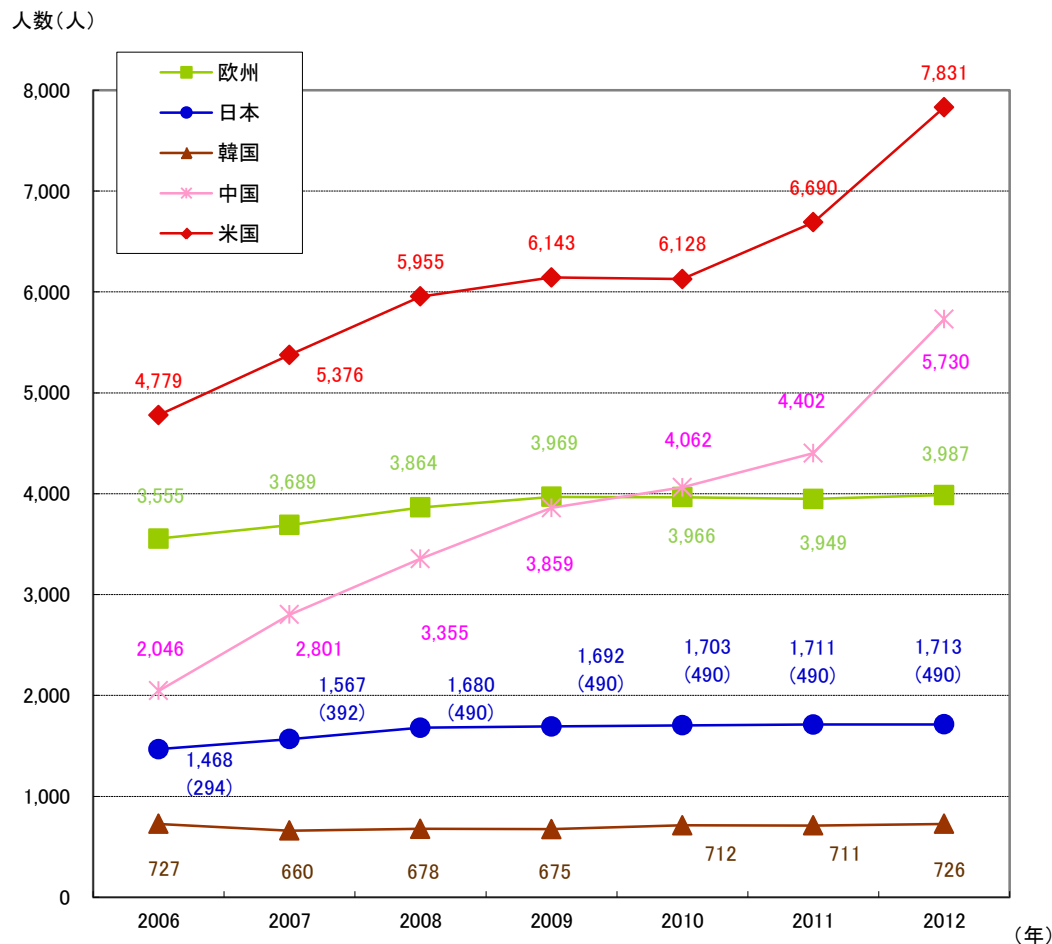


## 【日米欧企業の海外出願における途上国への出願】 (2011年)



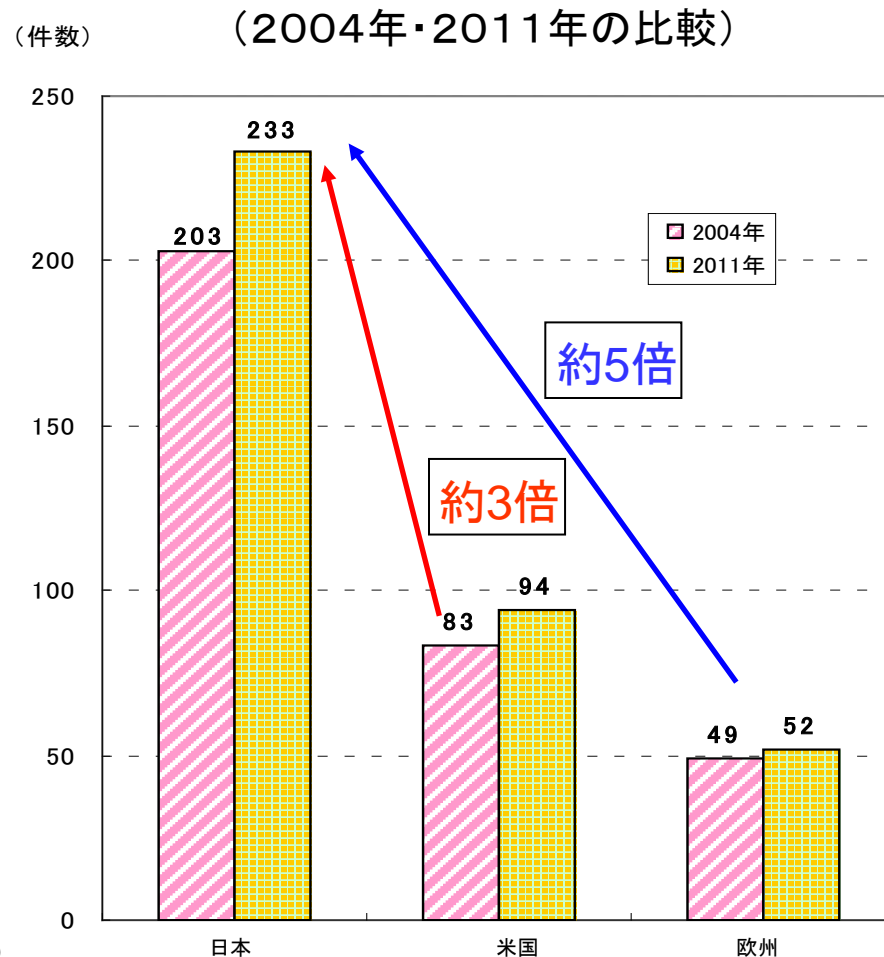
■ 2002年の「知財立国宣言」をはじめとする我が国の知財政策の展開の中、これまでの我が国の知財行政における最優先課題は、審査体制の整備を通じた特許審査の迅速化・効率化。10年目標(2013年度末「FA 11」)を設定して、関係者の協力も得て、特許庁を挙げてその実現に取り組んできたところ。

## 【五大特許庁の特許審査官数の推移】



(出典) 特許行政年次報告書2013

## 【審査官1人当たりの審査処理件数】



(出典) 特許行政年次報告書2013

- 事業活動のグローバル化や国際的な制度調和の進展などを背景とし、同一発明に対するそれぞれの特許当局の審査手法や審査結果の比較を通じて、審査の迅速化・効率化とともに、審査とその結果である権利そのものの「質」の向上・確保が課題に。

## 「特許の質」を巡る国内でのご意見

- 「平成25年度 特許審査の質についてのユーザーアンケート結果」(特許庁実施)でも、特許審査については、出願人の方々の約半数から「満足」「比較的満足」との回答をいただいているが、同時に、「審査官による外国の特許文献の調査」、「特許要件の一つである「進歩性」についての判断等」について、「不満」ないし「比較的不満」とする指摘も少なくない。(2014年3月11日経済産業省ニュースリリース)

## 「特許の質」を巡る国際的な議論

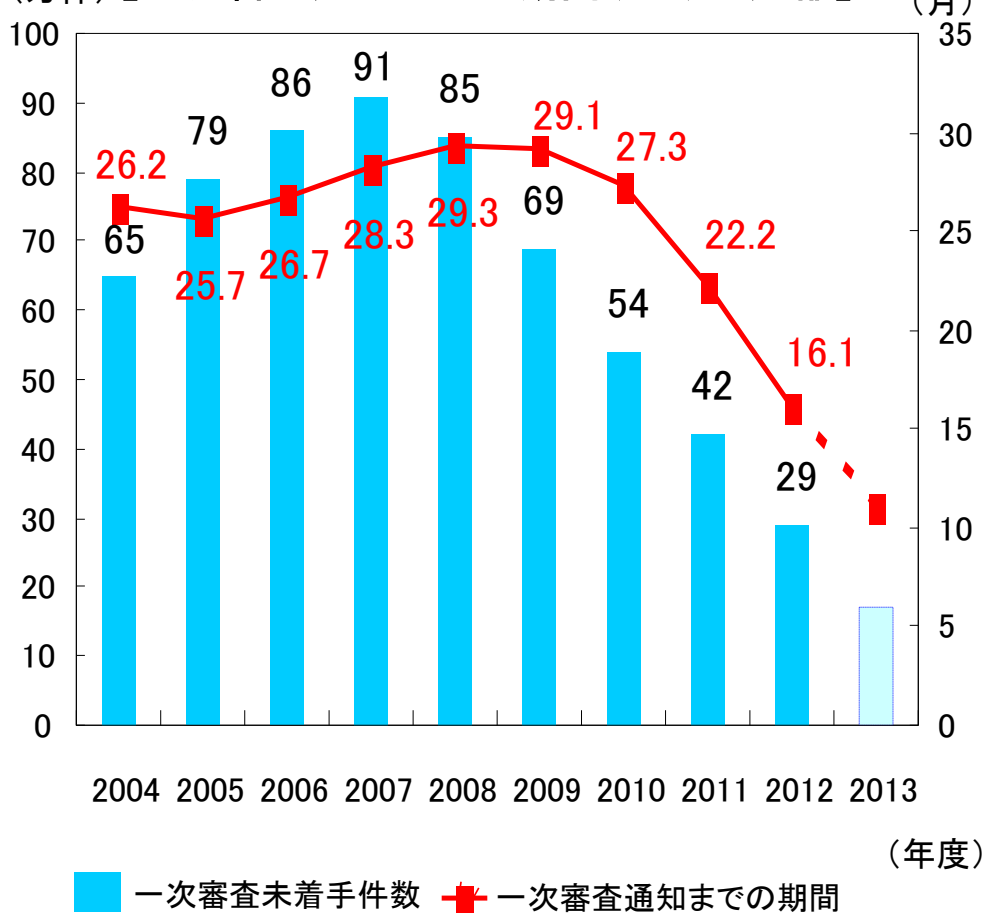
- 特許の質の維持・向上は、米国特許商標庁(5か年戦略計画)や欧州特許庁(諮問機関による勧告)でも最重要施策として掲げられ、欧米ともに品質管理体制の強化が行われる等、世界的な関心が高まっている。
- 「疑義ある特許は、重大な競争上の懸念であり、イノベーションを阻害する」と記された米国連邦取引委員会(FTC)により2003年に公表した報告書「イノベーションを促すために」は、同時期のナショナルアカデミー報告書「21世紀の特許制度」(2004)とともに、後の制度改革の議論を惹起し、米国発明法(2011)の成立の端緒となるなど、特許の質への国際的な関心と呼ぶ契機に。
- 2013年12月に米国下院を通過したイノベーション法案においても、「米国特許商標庁(USPTO)の特許審査と特許の質を改善するために利用可能な技術や海外特許庁のベストプラクティス、重複特許を防ぐ方法、そして、海外特許庁等で用いられている先行技術のデータベースや検索システムの米国での利用可能性」等を一年以内に調査するよう命じている。

# 「世界最速・最高品質の特許審査」:①新たな目標設定

- 審査の迅速化・効率化については、これまでの10年目標(2013年度末「FA11」)を達成。
- 次なる目標として、「今後10年以内(2023年度まで)に特許の「権利化までの期間\*」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、半減(平均14か月以内)、平均10か月以内」とする目標を設定。

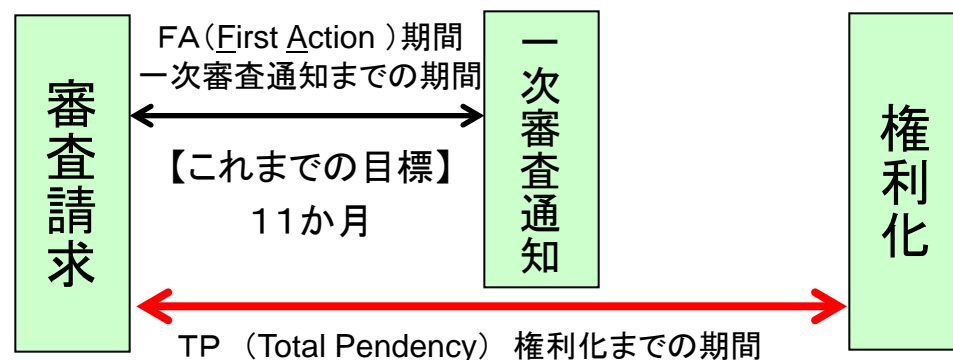
\*「権利化までの期間」については、出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除く。

(万件)【一次審査通知までの期間(FA)の短縮】



(出典)特許庁調べ

【我が国におけるFA期間と権利化までの期間】



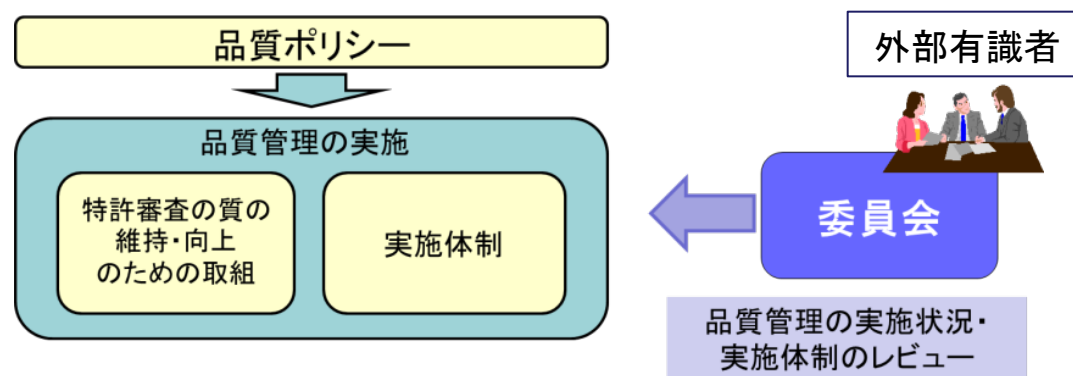
【主要国における「権利化までの期間」】(2012年)

韓国	21.6月
中国	22.6月
米国	31.7月→20月(2017年目標)
日本	29.6月→14か月以内(2023年度目標)
欧州	36.2月

(出典)特許庁調べ

- 外部有識者によって構成される委員会による品質管理の実施状況、実施体制等のレビューの導入等を通じ、世界に通用する質の高い特許、すなわち、後に覆ることのない「強さ」と発明開示に見合う「広さ」を備えた「強く・広く・役に立つ特許権」を設定する。

「強く・広く・役に立つ特許権」を設定することで、円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進



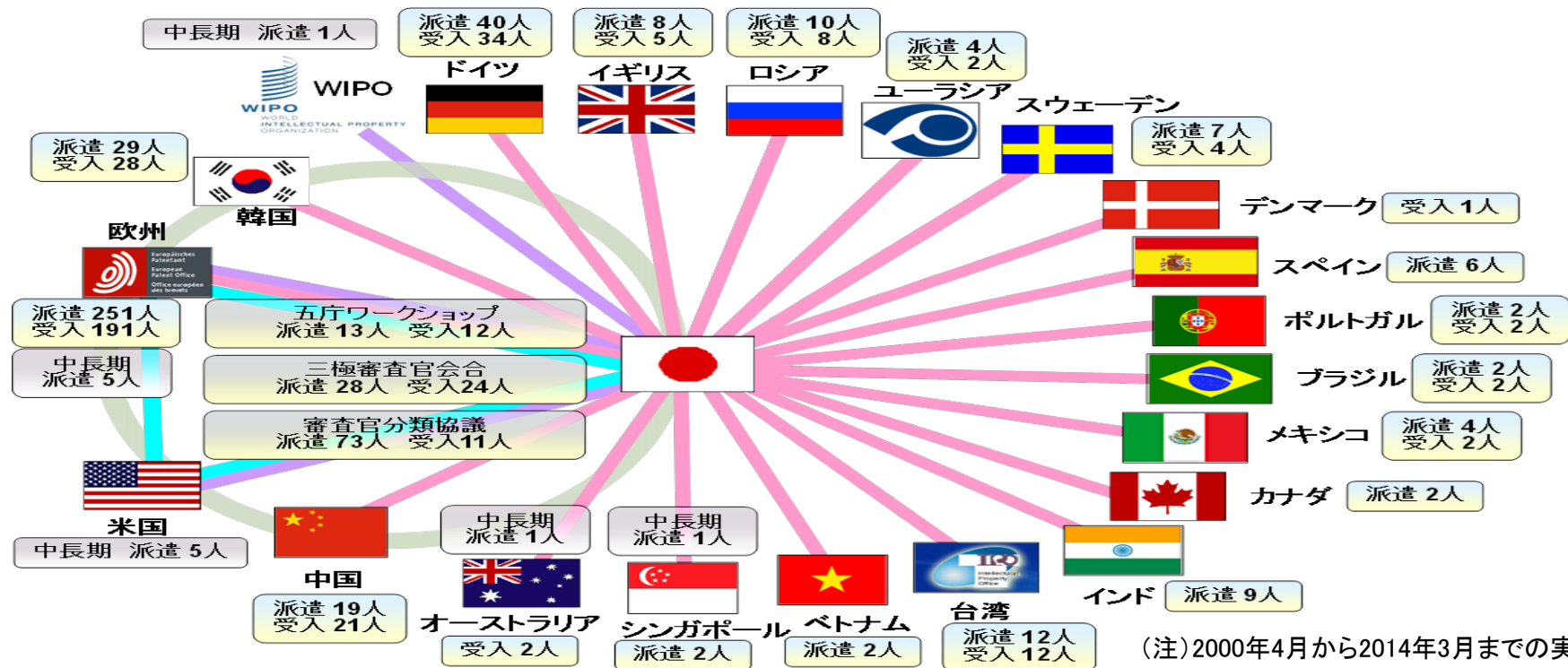
## 具体的施策

- ① 外部有識者によって構成される委員会による品質管理の実施状況、実施体制等のレビューの導入
- ② 品質ポリシーの策定、品質マニュアルの整備、それに沿った体系的な品質管理の実施
- ③ 庁内外、国内外においてわかりやすい審査基準とするための現行審査基準の大幅な見直し
- ④ 出願人との意思疎通を深め、役に立つ質の高い権利の設定に資するための面接審査の充実
- ⑤ 事業戦略対応まとめ審査・特許審査ハイウェイ(PPH)を通じて、グローバルな知財戦略の支援

# 「世界最速・最高品質の特許審査」: ③海外当局との連携・協力

- 我が国と欧米・新興国等の海外特許庁相互に審査官を派遣し、相手国の審査手続や特許要件の判断基準をより深く理解し、審査実務の調和や施策・取組の推進・協力を強化
- 新興国の特許庁に対し、審査の現場レベルまで入り込み、相手国の制度・運用の整備状況に応じた「オーダーメイドな連携・協力」を実施
- 新興国審査官の審査能力向上を支援するため、我が国特許庁の審査官育成ノウハウに基づく審査官育成プログラム及び研修テキストの提供。

## 我が国企業の国際出願戦略に資するよう、欧米のみならず新興国でも 権利取得の「予見性」を向上





## 1. 迅速性を堅持する

「権利化までの期間」についても  
世界最速水準まで迅速化

## 2. 質の高い権利を設定する

「強く・広く・役に立つ特許権」を設定

## 3. 海外特許庁との連携・協力を強化する

欧米・新興国での権利取得の「予見性」を向上

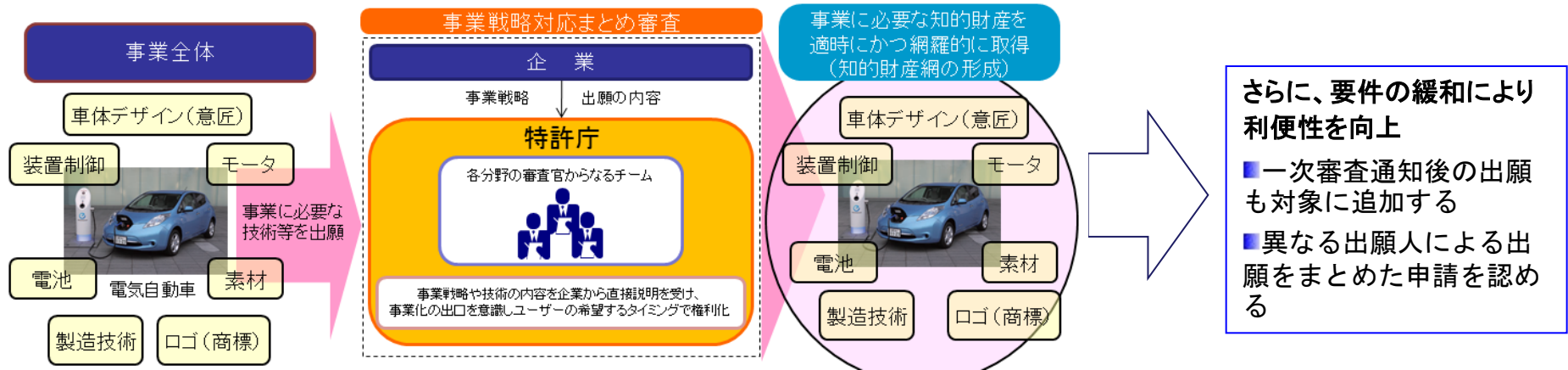
### 必要な審査体制の整備

- 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けて、平成26年度予算においては、100名の任期付審査官を手当てしているところ。
- 特許審査のための情報システムの構築、先行技術調査に関する民間活力の活用といった取組みも進めながら、必要な審査官の確保など審査体制の強化が急務。

「世界最速・最高品質の特許審査」

## I. 事業戦略対応まとめ審査

新事業や国際展開を見据えた事業に必要な知的財産網を形成するために、各分野の審査官が連携しながら、分野横断的に事業展開のタイミングに合わせて、審査・権利化を実施。  
 (2013年度実績: プロジェクト数23件、対象となった特許出願件数244件)



## II. 特許審査ハイウェイ(PPH)

第1庁又はPCT国際段階で特許可能との判断がなされた出願は、出願人の申請により、第2庁又はPCT国内段階において早期審査の対象。

日本が提唱し、2006年に世界に先駆けて米国と実施。  
 現在は、32の庁がPPHに参加 (2014年1月6日時点)  
 (日本は28の庁とPPHを実施)

世界のPPH申請件数は、累計約50,000件(2013年12月末時点)

多数国間で相互にPPHを申請可能にし、PPH申請要件の統一に向け前進

- グローバルPPH (2014年1月から日本を含む17庁で開始)。
- IP5PPH (2014年1月から日本を含む5大特許庁で開始)